

多面的機能支払(農地維持支払・資源向上支払)のご案内

～地域の農地を地域で守る活動を支援します～

農地維持支払とは

次の①、②の両方を取り組む場合に活動費を支援します。

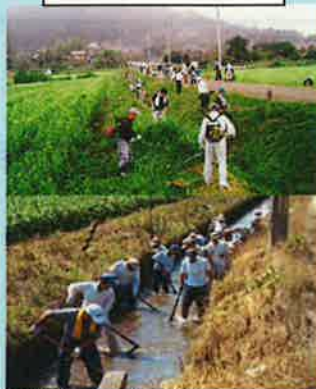
※中山間直払の協定範囲でも取り組みます。

①農用地、施設を保全するために必要な点検・計画策定を毎年度行い、それに基づく保全活動等を実施

点検・計画策定



保全活動



(例)農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の砂利補充

②農用地、施設を継続的に、適切に保全管理するための体制確保の方針、保全管理構想を作成



資源向上支払とは

次の①、②について取り組む場合に活動費を支援します。(一方のみでも可)

①地域の資源(農業用施設、環境、多面的機能)の質の向上を図るための共同活動

(例)施設の軽微な補修

機能診断



+

実践活動



(例)農村環境保全活動

普及啓発



+

実践活動



②農地周辺の農業用排水施設、農道などを補修・更新する長寿命化のための活動

(例)老朽化した水路のコーティング



(例)未舗装の農道をアスファルト舗装



各取組への支援

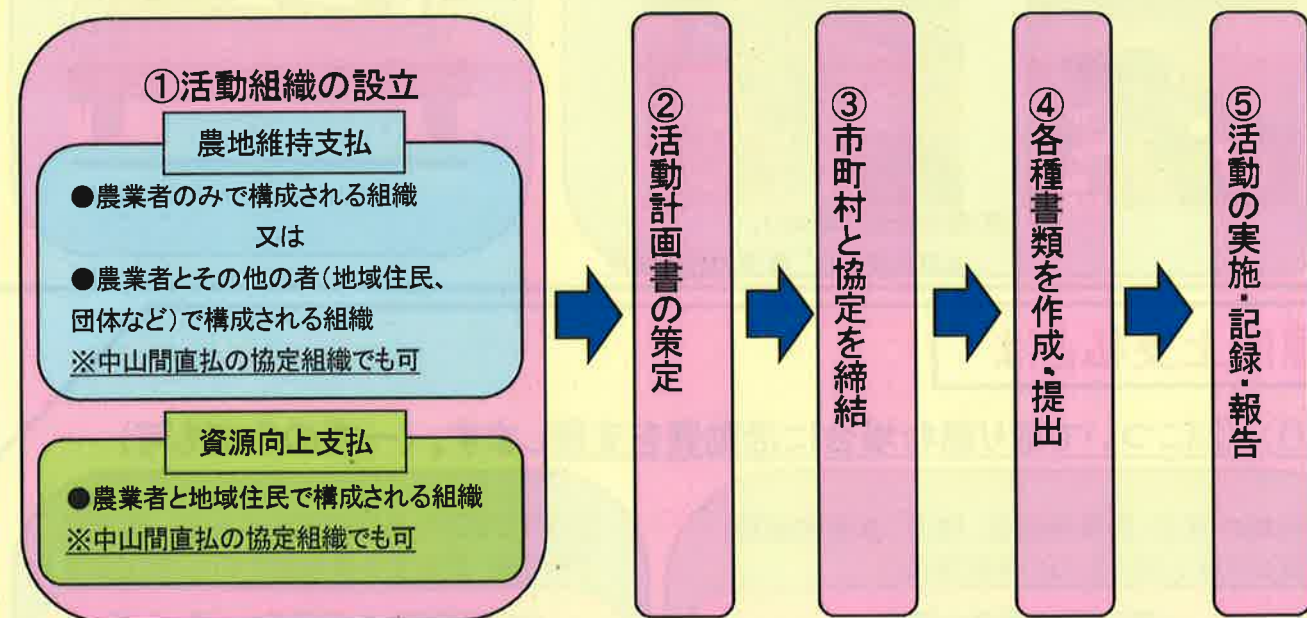
各取組ごとに以下の額を基本として支援します。(対象農用地10a当り)

支援対象	農地維持支払	資源向上支払	
		共同活動	長寿命化
田	3,000円	2,400円	4,400円
畑(樹園地含む)	2,000円	1,440円	2,000円

※ただし、活動状況により支援額が変わることがあります。

取組への参加方法

支援を受けるためには、以下のような手順で活動することになります。



お問い合わせ先

詳しくは以下の連絡先までお問い合わせください。

【市町村役場】

倉吉市農林課	0858-22-8157
三朝町農林課	0858-43-3515
湯梨浜町産業振興課	0858-35-5384
琴浦町農林水産課	0858-55-7803
北栄町地域整備課	0858-36-5568

【推進機関】

鳥取県農地・水・環境保全協議会 0857-38-9500(水土里ネットとっとり内)

【県の機関】

中部総合事務所農林局地域整備課 0858-23-3170